

(オ)エレベーター

- ①カゴ内正面奥にミラーを設置し、利用者の後方視界を確保すること。
- ②カゴ内に防犯カメラを設置すること。
- ③管理人室等にカゴ内のカメラと連動するモニターテレビを設置し、その画像の録画を行うこと。
- ④押しボタン等によりカゴ内から外部へ非常連絡することができ、又は外部の防犯ベルを吹鳴させることができる装置を設置すること。
- ⑤押しボタン等については誰もが利用しやすい位置、高さに設置すること。
- ⑥カゴ及び昇降路の出入口の戸に外部からカゴ内を見通せる窓を設置すること。
- ⑦カゴ内は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保すること。



防犯窓付きエレベーター扉



ミラーの設置されたエレベーターかご内

(カ)共用廊下及び共用階段

- ①周囲からの見通しが確保されるよう配置すること。
- ②屋外に設置される共用階段は外部からの見通しを確保し、住戸窓やバルコニーへの侵入防止に配慮した配置を行い、必要に応じてフェンス又は面格子を設置する等、外部からの侵入防止に有効な措置をとること。
- ③屋外階段の地上又は建物内へ通じる出入口扉には、オートロック機能付きの錠を設置すること。
- ④人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度を確保すること。

(キ)屋上

- ①屋上へ通じる出入口に施錠可能な扉を設置すること。
- ②屋上からバルコニーへの侵入を防止するため、必要な措置をとること。

(ク)駐車場

- ①周囲からの見通しが確保された配置及び構造とし、防犯カメラの設置等により見通しを補完すること。
- ②人の行動を視認できる程度以上の照度(注11)を確保すること。

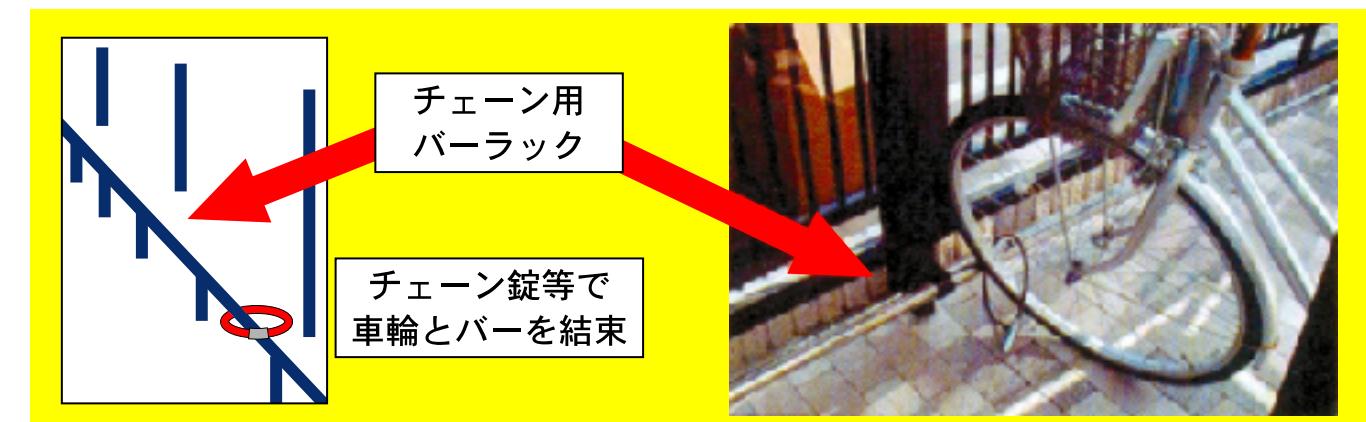
(注11)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動及び姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度があわむね3ルックス以上）をいう。（平成12.2.24 警察庁丙生企発47号 安全・安心まちづくり推進要綱から）



照度が確保されていないと…

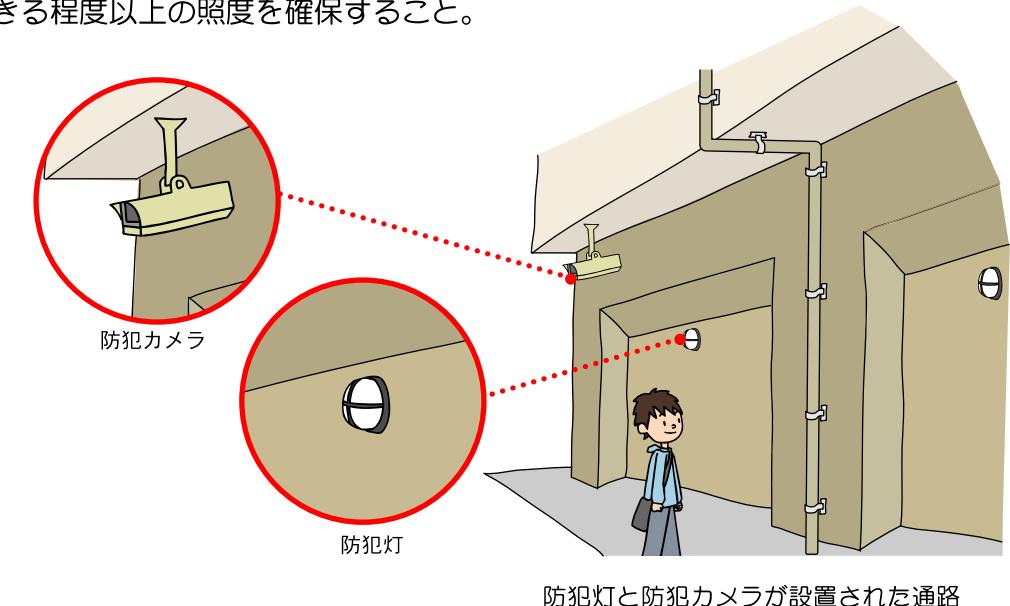
(ケ)駐輪場

- ①周囲からの見通しが確保された配置及び構造とし、防犯カメラの設置等により見通しを補完すること。
- ②チェーン用バーラック等を設置し、有効な盗難防止の措置をとること。
- ③人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。



(コ)歩道及び車道等の通路

- ①周囲からの見通しが確保された配置を行うこと。
- ②人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。



防犯灯と防犯カメラが設置された通路